

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は67頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 長期投与制限の原則廃止に伴い、90日分処方や120日分処方などが増えていますが、先日、当薬局に処方せんを持ってきた患者から分割調剤の申し出がありました。特に長期保存が困難な医薬品ということではなく、また、当薬局では在庫もあり、処方された日数分を調剤できる状態でしたが、患者側からの希望ということもあり、どうすればよいのか戸惑いました。分割調剤する際の原則として、「処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合」とありますが、「その他の理由」とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。また、分割調剤した際の調剤基本料や調剤料などについても教えてください。

(長野県 匿名希望)

A1 分割調剤にあたっては、長期保存が困難な医薬品が処方された場合や処方医の指示により実施することはもちろんですが、その他のケースとしては、患者の状況や患者からの訴えなども十分に踏まえ、あらゆる面からその必要性を判断することが求められます。

2002年度診療報酬改定に伴い長期投与制限が原則廃止され、内服薬にあつては、それまで1回の処方につき原

則14日分を投与限度とされていたものが、このような「何日分まで」という制限ではなく、医師の裁量に委ねられることがより明確に規定されました(「保険医療機関及び保険医療費担当規則」)。これにより、2002年4月以降、内服薬(新薬・麻薬・向精神薬を除く)においては14日分を超える30日分、90日分、120日分などといった長期投

Q
&
A

分割調剤の原則



表 分割調剤時における点数イメージ(モデルケース)

	一括して全量を調剤した場合	同一保険薬局で分割調剤した場合		異なる保険薬局で分割調剤した場合	
		1回目 (A薬局)	2回目 (A薬局)	1回目 (B薬局)	2回目 (C薬局)
調剤基本料	49点	49点	—	49点	49点
調剤料	90点	80点	10点	80点	80点
薬剤服用歴管理・指導料	17点	17点	—	17点	17点
特別指導加算	30点	30点	—	30点	30点
調剤情報提供料	15点	15点	—	15点	15点
薬剤料	600点	300点	300点	300点	300点
合計	801点	491点	310点	491点	491点
		801点		982点	

[条件]

- 60日分の内服薬(全投与量)を30日分ずつ調剤したと仮定
- 調剤基本料の区分:(I)a(A薬局, B薬局, C薬局ともに49点)
- 各種製剤加算:該当なし
- 指導管理料:薬剤服用歴管理・指導料, 特別指導加算(月の1回目), 調剤情報提供料
- 薬剤料:10点/日

薬が目立つようになり、保険薬局においては分割調剤を実施する機会が少しずつ増え始めました。

分割調剤の考え方については、「投与日数が長期間にわたる処方せんによって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合」とされています(2002年3月8日保医発第0308001号, 厚生労働省保険局医療課長通知)。この内容からわかるように、分割調剤の具体例としては、長期保存が困難なケース以外は特に明確に示されているわけではありません。しかし、処方医の指示を受けて実施する場合はもちろんですが、その他、患者の状況や患者や家族からの訴えに基づく場合などさまざまなケースが考えられます。保険薬局では、それぞれのケースからその必要性を総合的に、かつ、適切に判断した上で実施することが求められます。ただし、必ずしも保険薬局および保険薬剤師が勝手に判断・実施してかまわないというわけではありません。処方医としても、分割調剤したことを承知しておく必要があるでしょうから、処方医への連絡・報告などを忘れずに行い、十分な連携を図りながら実施することが求められます。

なお、分割調剤の際における調剤技術料、指導管理料、薬剤料の点数の考え方については、表のとおりです。主な留意点としては、1枚の処方せんに記載されている分量

を何回分割しても、同一の保険薬局で調剤を受ける限り、患者負担については一括して全量を調剤した場合との差は生じないということです。その反面、1枚の処方せんを複数の保険薬局で調剤を受ける場合には、患者負担が増加してしまうので、患者にはその旨を十分説明し、できるだけ1カ所の保険薬局で調剤を受けるように勧めることが必要でしょう。

また、調剤済みとならなかった処方せんについては、次回以降の調剤を受けるため、調剤量などの必要事項を記入した上で患者へ返却することになっています。

Q2

本誌2003年9月号の「今月の話題」の中で、医療機関の待合室にいる患者に保険薬局が調剤した薬を届けることは不正請求に該当する、とありました。これは本当ですか。

(岩手県 匿名希望)

A2

処方せんにより調剤した薬剤を保険医療機関の待合室にいる患者に届けたという事実だけを見て、ただちに不正請求に該当すると断定できるわけではありません。しかし、保険医療機関の待合室に薬剤を届けるという行為が常態化し、さらには処方せんが交付されていることさえ患者が知らないままに行われているという事実があれば、それは不正請求に該当しているものと判断されるでしょう。

健康保険法に基づく「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」や「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、健康保険事業の健全な運営の確保に努めることや、特定の保険薬局への誘導の禁止などが規定されています。医薬分業としての目的や意義を考えた場合、保険薬局が保険医療機関の待合室へ調剤した薬剤を届けるという行為は認められるようなことではありません。また、それを通常のサービス行為として常態化しているのであれば、本来は院内投薬として給付されるべきものであると解釈されるでしょう。

しかし、処方せんの交付を受けた患者が保険医療機関の待合室で急に具合が悪くなり、動けなくなってしまうこともまれにあると思いますので、そのようなケースまで絶対に認められないということではないと考えます。

ただし、それを故意に悪用し、その保険薬局の通常のサービスとして常態的に実施しているような悪質な行為については、共同指導や個別指導などにおいても指摘事項として挙げられるでしょう。そして、患者が処方せんを

交付されたことを知らないままに行われているような事実が認められれば、それは明らかに不正行為、不正請求と判断されます。

調剤くん.COM

薬局業務の省力化システムから患者満足度に
貢献できるシステムを目指して
調剤くんドットコム 調剤くん Ver.5

Information



ひとくちモ機能
通り一遍の薬剤情報書や手帳では、
なく季節毎に変更可
可能な患者さん
のタイプに合わせ
た情報が作成、印
刷できます。

調剤くん.COMは、患者さん一人一人に適した
情報提供ができるシステムを目指します。

The screenshot shows the '調剤くん.COM' software interface. On the left, there's a list of patients with columns for '表示' (Display), 'ID-番号' (ID Number), '性別' (Gender), and '下剤回数' (Number of laxatives). The main area shows a detailed patient profile for '患者氏名: 田中 太郎' (Patient Name: Tanaka Taro). It includes fields for '性別' (Gender), '年齢' (Age), '誕生日' (Date of Birth), '住所' (Address), '電話番号' (Phone Number), and '保険番号' (Insurance Number). Below this, there's a section for '薬剤情報' (Medication Information) with a table listing various medications and their dosages. At the top right, there's a small cartoon character holding a globe, labeled 'COM'.

表示パターンはユーザー様毎に性別、
年齢による定義付けが可能です。

株式会社 総合経理研究所 情報システム事業部 〒650-0033 神戸市中央区区戸町85番1 ベイ・ウィング神戸ビル5F
<http://www.gai.co.jp/> E-mail: gais@gai.co.jp TEL (078) 393-2152 FAX (078) 393-4001